

長浜市国民健康保険財政調整基金条例

平成18年2月13日条例第66号

(設置)

第1条 国民健康保険事業の健全な運営に資するため、長浜市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、長浜市国民健康保険特別会計の前年度決算における剰余金の範囲内とし、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の長浜市国民健康保険財政調整基金条例（平成4年長浜市条例第19号）、浅井町国民健康保険特別会計事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和60年浅井町条例第9号）又はびわ町国民健康保険財政調整基金条例（平成17年びわ町条例第26号）の規定により設置されていた基金に属する現金、債券及び有価証券は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。